

◆ショートステイ浩養園(短期入所生活介護) 1日あたりの料金表【概算】

第4段階ご利用料金 (円) (所得区分)住民税課税世帯の方(減額なし)

所得段階 4段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】	日額合計 【A+B+C+D】
要介護1	849	2,600	1,650	260	5,359
要介護2	927				5,437
要介護3	1,011				5,521
要介護4	1,091				5,601
要介護5	1,168				5,678

第3段階②ご利用料金 (円)

(所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、120万円を超える方

所得段階 3段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】	日額合計 【A+B+C+D】
要介護1	849	1,904	1,505	260	4,518
要介護2	927				4,596
要介護3	1,011				4,680
要介護4	1,091				4,760
要介護5	1,168				4,837

第3段階①ご利用料金 (円)

(所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円超120万円以下の方

所得段階 3段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】	日額合計 【A+B+C+D】
要介護1	849	1,904	1,205	260	4,218
要介護2	927				4,296
要介護3	1,011				4,380
要介護4	1,091				4,460
要介護5	1,168				4,537

第2段階ご利用料金 (円)

(所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円以下の方

所得段階 2段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】	日額合計 【A+B+C+D】
要介護1	849	1,414	805	260	3,328
要介護2	927				3,406
要介護3	1,011				3,490
要介護4	1,091				3,570
要介護5	1,168				3,647

第1段階ご利用料金 (円)

(所得区分)本人および世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市県民税非課税で、高齢福祉年金受給者 又は生活保護受給者

所得段階 1段階	1.利用料(基本+その他) 【A】*1	3.居住費 【B】*2	3.食費 【C】	4.個別サービス料金 (日常生活に係る実費) 【D】	日額合計 【A+B+C+D】
要介護1	849	1,414	505	260	3,028
要介護2	927				3,106
要介護3	1,011				3,190
要介護4	1,091				3,270
要介護5	1,168				3,347

\*1. 上記の【A】については、短期入所サービス費(要介護1~5)、サービス提供体制加算Ⅱ、機能訓練加算、夜勤職員配置加算Ⅱ、介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ及び介護職員等ベースアップ等支援加算が含まれた金額となっています。

\*2. 上記、居住費は、500円/日(トイレ付個室)を含んだ金額となっています。

(第4段階の居住費には500円/日(トイレ付個室)が含まれております)

\*3. 本料金表(別紙)【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合(1割)にて試算しています。

負担割合(2割)及び(3割)の方の場合、居住費【B】、食費【C】および個別サービス料金【D】分を除いた、利用料【A】がおおよそ2倍及び3倍となります

\*4. 単位数計算(1単位=10.17円)により多少の端数分誤差が生じる場合があります。本料金表(別紙)【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合(1割)にて試算しています。

\*5. 上記以外の加算が追加される場合があります。

\*6. 個別サービス料金【D】(介護保険給付外)については、日用品費、教養娯楽費が含まれた金額にて試算しております。介護保険給付外サービス等には、別途料金が発生いたします。